

令和6年度 第1回
福岡市立学校通学区域審議会次第

日 時：令和6年7月17日（水）14時
事務局場所：市役所11階 教育委員会会議室

1 開 会

2 教育委員会あいさつ

3 委員紹介

4 議 事

（1）会長及び副会長の選任について

（2）諮問

千早小学校及び千早西小学校の通学区域の一部変更について

5 閉 会

令和6年度 第1回

福岡市立学校通学区域審議会資料

福岡市教育委員会

目 次

1 諮問

千早小学校及び千早西小学校の通学区域の一部変更について	… 3
-----------------------------	-----

《参 考》

・福岡市立学校通学区域審議会の組織等に関する規則	… 8
・福岡市立学校通学区域審議会委員名簿	… 9

問 諮



教 学 計 第 6 1 号
令和 6 年 7 月 1 7 日

福岡市立学校通学区域審議会 様

福岡市教育委員会

通学区域の一部変更について（諮問）

千早小学校及び千早西小学校の通学区域の一部変更について、下記のとおり諮問いたします。

記

1 千早小学校及び千早西小学校の通学区域の一部変更について

（1）変更内容

千早小学校の通学区域のうち、千早三丁目 1 番及び 2 番並びに千早四丁目 1 番から 1 5 番までを千早西小学校の通学区域に変更する。

（2）実施時期等

令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

ただし、令和 6 年度末の時点で千早小学校に在籍する 1 年生から 5 年生までの児童については、卒業まで千早小学校に通学できるものとする。

千早小学校及び千早西小学校の通学区域の一部変更について

1 変更内容

千早小学校の通学区域のうち、千早三丁目 1 番及び 2 番並びに千早四丁目 1 番から 15 番まで（以下「変更地域」という。）を千早西小学校の通学区域に変更する。

2 変更理由

千早校区は、香椎副都心区画整理事業により道路などの都市基盤が整備され、中高層住宅や商業施設等の立地が進み、人口は年々増加してきた。それに伴い千早小学校の児童数も増加し、令和 2 年度から 31 学級以上の過大規模校となっている。

一方で、隣接する校区の千早西小学校は、児童数が減少傾向にあり、将来的に小規模校となる可能性がある。

そのため、地域や保護者の代表等で構成する通学区域協議会で協議を重ねた結果、通学区域を変更し学校規模の平準化を図ることで、適正な教育環境を確保できることから、千早小学校の通学区域の一部を千早西小学校の通学区域とすることで意見がまとまったもの。

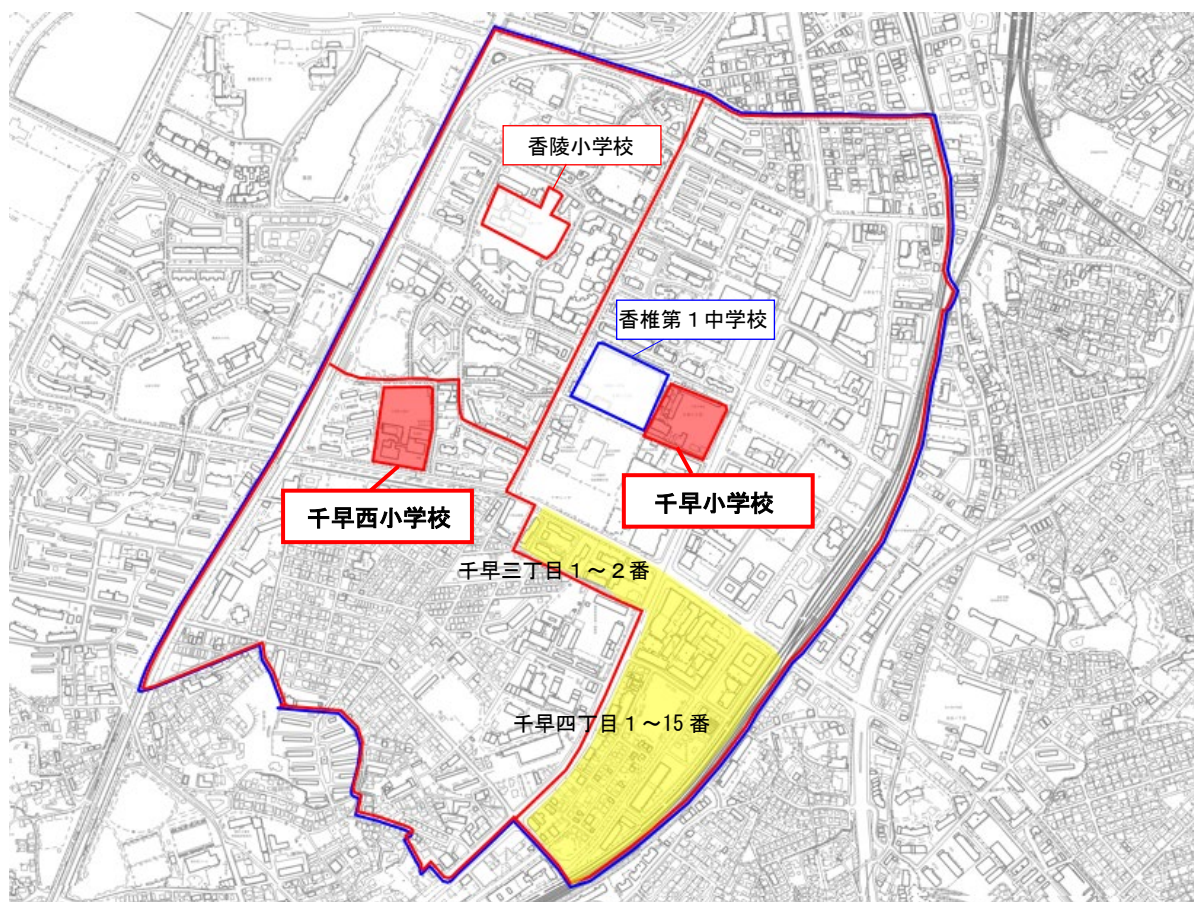
なお、通学する学校が変わることによる児童の負担に配慮し、在校生については引き続き千早小学校に通うことができるよう経過措置を設ける。

3 実施時期等

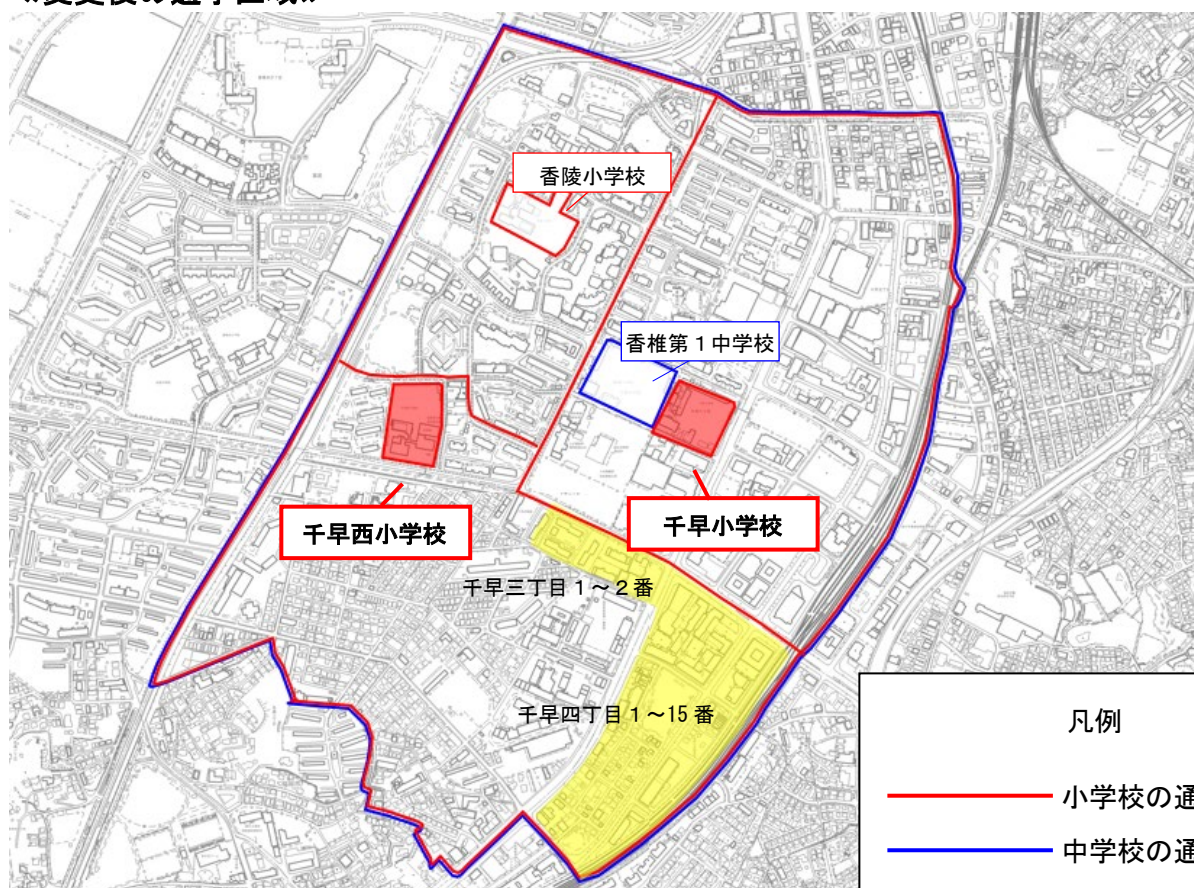
令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

ただし、令和 6 年度末の時点で千早小学校に在籍する 1 年生から 5 年生までの児童については、卒業まで千早小学校に通学できるものとする。

《変更前の通学区域》



《変更後の通学区域》



凡例

- 小学校の通学区域
- 中学校の通学区域
- 通学区域変更地域

4 千早小学校及び千早西小学校の学級数・児童数の推移と推計

<推移>

	年 度	R2	R3	R4	R5	R6
千早小学校	普通学級数	29	32	31	32	31
	特別支援学級数	2	3	4	4	5
	学級数合計	31	35	35	36	36
	児童数 (うち特支)	986 (15)	1,070 (20)	1,014 (24)	1,004 (25)	961 (27)
千早西小学校	普通学級数	12	12	12	12	12
	特別支援学級数	3	4	5	6	7
	学級数合計	15	16	17	18	19
	児童数 (うち特支)	361 (20)	357 (24)	343 (34)	365 (41)	368 (47)

<令和5年度 推計>

通学区域を変更しない場合

	年 度	R7	R8	R9	R10	R11
千早小学校	普通学級数	34	34	34	34	35
	特別支援学級数	5	5	6	6	6
	学級数合計	39	39	40	40	41
	児童数 (うち特支)	1,111 (35)	1,111 (37)	1,094 (39)	1,099 (40)	1,113 (41)
千早西小学校	普通学級数	12	12	12	12	12
	特別支援学級数	6	6	6	6	6
	学級数合計	18	18	18	18	18
	児童数 (うち特支)	375 (38)	365 (40)	353 (42)	341 (42)	319 (42)

通学区域を変更する場合（経過措置あり）

	年 度	R7	R8	R9	R10	R11
千早小学校	普通学級数	32	32	30	30	30
	特別支援学級数	5	5	6	6	5
	学級数合計	37	37	36	36	35
	児童数 (うち特支)	1,059 (32)	1,034 (32)	985 (32)	960 (32)	940 (31)
千早西小学校	普通学級数	14	14	15	15	16
	特別支援学級数	6	7	8	9	10
	学級数合計	20	21	23	24	26
	児童数 (うち特支)	427 (43)	442 (49)	462 (54)	480 (59)	492 (64)

※推計の想定条件

- ア) 変更地域の在校生の9割が、経過措置により千早小学校に通学すると想定
- イ) ア) の兄弟姉妹児の全てが、千早小学校に通学すると想定

＜参考＞

経過措置を設けずに通学区域を変更する場合の推計

	年 度	R7	R8	R9	R10	R11
千早小学校	普通学級数	25	25	25	26	26
	特別支援学級数	4	4	4	4	4
	学級数合計	29	29	29	30	30
	児童数 (うち特支)	827 (24)	832 (26)	819 (27)	826 (28)	848 (29)
千早西小学校	普通学級数	21	21	20	20	18
	特別支援学級数	7	9	9	10	11
	学級数合計	28	30	29	30	29
	児童数 (うち特支)	659 (51)	644 (55)	628 (59)	614 (63)	584 (66)

経過措置を設けない場合、千早小学校と千早西小学校の学級数は R7 から平準化されるが、変更地域の児童に対しては環境が変わることの負担が生じる。

【参考】

(1) 通学区域の変更に関する地域・保護者との協議経過等

時 期	経 緯
令和6年1月22日	第1回通学区域協議会の開催 - 適正な教育環境の確保を目的とした協議を行うため、千早校区、千早西校区の保護者・地域関係者・学校関係者からなる協議会を設置。 - 学校規模適正化取り組み手法説明。
令和6年2月14日	第2回通学区域協議会の開催 通学区域変更案（経過措置なし）及び教室等増設案の提示、検討。
令和6年3月15日 ～令和6年3月16日	地域説明会 通学区域変更案（経過措置なし）及び教室等増設案について、地域説明会を実施。（延べ96人参加）
令和6年4月17日	第3回通学区域協議会の開催 通学区域変更案（経過措置あり）を追加提示、検討。
令和6年5月15日	第4回通学区域協議会の開催 通学区域変更案（経過措置あり）について協議会で合意。
令和6年7月9日	通学区域の一部変更に関する確認書の締結 千早校区・千早西校区自治協議会長、千早校区関係自治会長、千早小学校・千早西小学校PTA会長及び副会長と確認書を締結。

地域説明会、通学区域協議会等での主な意見

地域説明会等	- プレハブ校舎を運動場の中に新たに設置しなければならなくなり、それには反対。児童の教育環境のために通学区域を変更する必要性は一定理解できる。 - 転校したくない。友達と離れたくない。在学中に通学する学校が変わることは、児童によっては負担が大きい。在校生は卒業まで千早小学校に通えるようにしてほしい。
通学区域協議会等	- 通学区域を変更することで教育環境は改善されていくと思う。 - 児童によっては負担が大きく配慮が必要なことから、在校生は申請により卒業まで千早小学校に通うことができるよう経過措置を設ける案に合意。 - 通学区域を変更した後も児童が安心して学校に通えるように、通学路の安全確保など、児童の不安の解消に向けた取り組みを求める。 - 地域コミュニティについては、通学区域変更と併せて範囲変更の検討を進める。

(2) 今後のスケジュール（予定）

時 期	内 容
令和6年8月	教育委員会会議（付議） ・千早小学校及び千早西小学校の通学区域の一部変更について
令和7年4月	通学区域変更

参 考

福岡市立学校通学区域審議会の組織等に関する規則 (昭和31年福岡市教育委員会規則第3号)

(目的)

第1条 福岡市附属機関設置に関する条例(昭和28年福岡市条例第70号)別表に規定する福岡市立学校通学区域審議会(以下「審議会」という。)の組織等に関し必要な事項は別に定めがあるものを除く外、この規則の定めるところによる。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、福岡市立小学校及び中学校に就学する児童及び生徒の通学区域の設定又は改廃に関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を教育委員会に答申する。

(委員の委嘱)

第3条 委員は、20名以内とし、次に掲げる者の中から委嘱する。

- (1) 福岡市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 福岡市立小学校及び中学校の父母教師会の会員(但し、第4、5号該当者を除く。)
- (4) 福岡市立小学校及び中学校の校長
- (5) 福岡市立小学校及び中学校の教育職員
- (6) 福岡市教育委員会事務局及び市長部局の職員
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

(昭和38教規則10・一部改正)

(委員の任期)

第4条 前条第7号以外の委員の任期は、2年とし、欠員を生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(平成23教規則9・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、審議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局教育環境部学校計画課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるものの外、議事の手続その他運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(略)

福岡市立学校通学区域審議会委員名簿

＜敬称略＞
任期：令和7年7月30日まで

委嘱区分	氏 名	役 職 名
市議会議員	とみなが ひろゆき	福岡市議会 議員
	たばる かよこ 田原 香代子	福岡市議会 議員
	いのうえ まい 井上 まい	福岡市議会 議員
	わたぬき やすよ 綿貫 康代	福岡市議会 議員
	かわぐち ひろし 川口 浩	福岡市議会 議員
学識経験者	こうづま しんじろう 高妻 紳二郎	福岡大学人文学部 教授
	いなば みゆき 稲葉 美由紀	九州大学基幹教育院人文社会科学部門 教授
	にしやま ひさこ 西山 久子	福岡教育大学大学院 教育学研究科 教授
	おおの じょうじ 大野 城児	福岡市公民館館長会 副会長
	いまい つな 今井 是生	福岡市自治協議会等 7 区会長会 代表
	よしだ なおのぶ 吉田 直信	福岡市子ども会育成連合会 副会長
	かわぐち ともこ 川口 智子	福岡市青少年育成連絡会 代表
父母教師会代表	おかむら こうじ 岡村 耕二	福岡市 P T A 協議会 会長
	かつの あきら 勝野 晃	福岡市 P T A 協議会 副会長
	しらかわ よしと 白川 義人	福岡市 P T A 協議会 副会長
学校長代表	こが まりこ 古賀 真理子	横手小学校 校長
	おのむら りさ 小野村 リサ	横手中学校 校長
教員代表	とみなが ようこ 富永 洋子	内野小学校 教頭
市職員代表	ひらた なると 平田 成人	東区長